

社会福祉法人 帝塚山福祉会 行動計画

女性が活躍できる環境を整備し、男女問わず全職員が仕事と生活を両立することができる環境を作ることにより、職員がその能力を十分に発揮できるように次のとおり行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
- 2 課題 採用者に対する女性の割合、管理職に占める女性の割合も一定数に達しているが、身体的倫理的負荷の大きい業務が多く人材の定着が進まない。

3 目標及び取組

1 働きすぎの防止、ワークライフバランスの実現を目指し有期雇用者も含め、年次有給休暇取得率を50パーセント以上とする 【次世代】

- 各職員の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 各職員の有給付与日数・取得状況の周知を行い、計画的に取得できるよう管理体制を整える。

2 身体的及び心理的負荷の大きい業務の負担軽減を図り、職員の離職防止につなげる。平均勤続年数を7年以上とする。【女性】

- 前回策定時に引き続き、福祉用具を用いた技術取得のための研修を行う。
- シフト作成システムの導入、ナースコール及び介護システムの活用を行い業務負担の平準化を行う。

3 非正規職員から正規職員への転換制度を積極的に活用し、長期就労に繋げる。計画期間中に5人以上正規職員に転換させる。【女性】

- 派遣職員の能力・資格・希望を把握し、直接雇用へ転換する。
- フルタイム勤務・パートタイム勤務の柔軟な運用を行い、離職を防止する。

女性の活躍の現状に関する情報公開

令和2年3月現在

① 採用した労働者に占める女性労働者の割合	58.9%
② 平均勤続年数	男性 5.9年 女性 5.1年
③ 1か月あたり平均残業時間	2.2時間
④ 管理職に占める女性比率	21%
⑤ 10年度の継続勤務割合	男性 30.1% 女性 26.3%

「男女の賃金の差異」に関する情報公表

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	89.5%
正職員	92.7%
嘱託職員・パートタイマー	75.6%

対象期間：令和5年度（令和5年3月21日から令和6年3月20日）

差異に対する補足説明：男性嘱託職員及びパートタイマーに、賃金が高い医師職が多いため  
差異が生じていると考えられる。